

刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(平成一六年五月二八日法律第六二号)

一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣

……………(略)……………

次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。我が国においては、刑事司法がその役割を十全に果たし、国民の期待により一層こたえることができるようにするため、刑事裁判の充実及び迅速化を図ることなど、刑事司法の改革が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策を講ずるとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を行うことを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、公判審理に先立ち、十分に争点及び証拠を整理するため、公判前整理手続等を創設するとともに、その手続の中で、検察官による証拠開示を拡充することとしております。あわせて、連日的開廷の確保、裁判所の訴訟指揮の実効性の確保、争いのない一定の事件について簡易迅速な審判を行う即決裁判手続の創設等についての所要の規定を置いております。

第二に、国選弁護人制度の整備として、被疑者に対する国選弁護人の選任制度を導入するとともに、国選弁護人の選任要件及び選任手続、選任の効力、解任、費用の負担等についての所要の規定を置いております。

第三に、公訴権行使に民意をより直截に反映させてその一層の適正を図るため、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度を導入することとし、当該議決の要件、その議決に基づく公訴の提起及びその維持等についての所要の規定を置いております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年四月二三日)

柳本卓治君 ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案は、刑事裁判に裁判員が参加する制度を導入するもので、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、被疑者に対する国選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被疑者の取り調べに際し、弁護人の立ち会いを認める制度や録音・録画を義務づける制度を導入するものであります。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案は、三月十六日本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案とともに付託され、河村たかし君外四名提出の刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、四月二十日付託されました。

委員会では、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、四月二日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、四月二十日提出者河村たかし君から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、四月六日及び十四日参考人の意見を聴取し、十二日公聴会を開催し、二十一日質疑を終局いたしました。

本日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し、裁判員等による秘密漏示罪を六月以下の懲役または五十万円以下の罰金に軽減するなど内容を修正する修正案が、また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対し、開示証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、被告人の防御権を踏まえ、諸事情を考慮する旨の条項を加えるなどを内容とする修正案が、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案でそれぞれ提出され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、いずれも全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。また、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

なお、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一六年四月二三日）

漆原委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、被告人または弁護人が、開示された証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、本修正案は、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様等の諸事情を考慮する旨の条項を加えるものであります。

第二は、検察官請求証拠の証明力判断のために開示され得る証拠の種類のうち、検察官請求証人の供述録取書等について、原案は、当該証人の証言予定事項と同一事項のものに限るとしてありますところ、そのような限定を削除するものであります。

第三は、検察審査員等による秘密漏示罪について、原案では「一年以下の懲役」とされている懲役刑の期間を「六月以下の懲役」とするとともに、検察審査員等であった者の処罰を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

附帯決議（平成一六年四月二三日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、例えば、録画ないし録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査手法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ検討を行うこととし、本委員会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までに実質的な論議が進展することを期待する。
- 二 本法第二百八十一条の四及び五の解釈については、国会での論議を十分に斟酌すること。

三、参議院法務委員長報告（平成一六年五月二一日）

山本保君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充、連日的開廷の確保のための規定の整備等を行うとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入等のため、所要の規定を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、開示された証拠の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置に関する規定の追加、検察審査員等又はこれらの職にあった者の秘密漏示罪の罰則の変更等の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判員制度を創設する意義、職業裁判官三名と国民から選ばれた裁判員六名による合議体構成の妥当性、裁判員に守秘義務を課す理由とその範囲を明確にする必要性、裁判員となることを辞退できる事由の明確化、五年後の実施までに制度について国民の理解を十分深めるための方策、真実を発見するため検察官の手持ち証拠を大幅に開示する必要性、捜査における取調べ状況の録画などによる透明性の確保、被疑者段階に国選弁護人を付けることの意義等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取、仙台市と大阪市において地方公聴会を開催する等、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党の井上委員より、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し裁判員の参加する合議体の構成を改める等の修正案が、また刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対し開示された証拠の使用の在り方等の修正案がそれぞれ提出されました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案については修正案、原案とも賛成、刑事訴訟法等の一部を改正す

る法律案については修正案に賛成し原案に反対する旨の意見が述べられました。

……………（略）……………

次いで、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月二 日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 被告人の防御権の十分な保障を確保し、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う観点から、公判前整理手続における新たな証拠開示制度及び公判の連日的開廷を含め、本法の運用に当たっては、制度の趣旨を踏まえるとともに、被告人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

また、開示された証拠の目的外使用の禁止条項の運用に当たっては、制度の趣旨を十分踏まえるとともに、裁判公開の原則並びに被告人及び弁護人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

二 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までの実現を視野に入れ、実質的な論議が進展するよう、録画又は録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。

三 国選弁護人の解任に当たっては、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することのないようにしなければならないことにつき、周知徹底に努めること。

四 被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の運用については、国選弁護人選任の範囲を不当に狭めることのないよう配慮すること。

五 被疑者に対する国選弁護制度については、被疑者段階における弁護人の援助の重要性にかんがみ、制度の実施状況を踏まえつつ、より良い制度とするための見直しについて検討すること。

六 検察審査員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。

右決議する。